

「小田原さかな倶楽部」 参加者募集要項

小田原の魚の魅力を SNS (Instagram, Facebook, Youtube, X, TikTok, note など) で広く市内外に発信していただく「小田原さかなアンバサダー」(以下「アンバサダー」という。)を養成し、認定するための講座「小田原さかな倶楽部」の参加者を募集します。

本取組では、様々な視点を持った方に魚食を推進していただきたいという観点から、現時点での魚に関する知識の有無は問いません。小田原の魚に関する各講座を通じて、幅広い世代の参加者が交流しながら学び、学んだことを周囲に伝える人になることを目的に、参加者の募集を行います。

1 応募条件について

次の要件を全て満たす方。

- (1) 小田原の魚・水産業について積極的に学ぶ意欲がある方。
- (2) 各講座への参加が可能な方(原則「2 講座内容」に記載の全講座に参加可能な方)。
- (3) SNS のアカウントをお持ちの方。
- (4) 各講座の感想等を SNS に投稿が可能で、かつ一般に公開状態としている方。

※年齢は問いません。ただし、18 歳未満の方が応募する場合は、保護者の同意書の提出が必要です。

※ペア(2名)や家族(小学生以下の子どもを含む最大4名)での応募も可能です。

(ペアは夫婦や友人同士を想定しており、2名のうちどちらかが SNS アカウントをお持ちであればお申込みできますが、2名ともアカウントをお持ちであれば「7(2)選考基準」に記載の点数が高くなります。)

※家族での申込みの場合、安全上の観点から、子ども(小学生以下)1名につき、保護者1名以上の参加が必要です。

※居住地は問いません(ただし、各回講座会場まで自力で移動が可能な方を対象とします。)

2 講座内容について

次のとおり、全4講座を受講していただきます。また、10月及び1月には宿題として、自宅で魚を捌いた様子を SNS に投稿していただきます。全ての講座受講後にアンバサダーとして認定されます。

なお、内容については変更となる場合があります。

No.	講座名称	日時	場所
①	セリ市見学と漁港の朝メシツアー	令和7年9月20日(土) 5:15~8:30	小田原市公設水産 地方卸売市場
②	魚屋道場 ~魚をひたすらに捌く道場~	令和7年10月11日(土) 9:00~12:00	漁港の駅 TOTOCO 小田原
③	沖釣り体験	令和7年11月8日(土)	小田原漁港周辺

		6:00~14:00	
④	魚の伝道師に学ぶ魚食講座	令和7年12月13日(土) 9:00~13:00	漁港の駅 TOTOCO 小田原

①セリ市見学と漁港の朝メシツアー

小田原市公設水産地方卸売市場にて、セリの様子を見学し、水産物の流通や小田原の地魚について学習します。また、朝獲れ地魚を中心とした漁港メシを味わい、魚の美味しさを発見します。

②魚屋道場

現役魚屋を講師として招き、魚の捌き方をイチから学びます。また、技術を体得するため、一回の講座内でたくさんの魚を捌きます。

③沖釣り体験

遊漁船に乗船し、沖合に出て魚を釣る体験を行います。釣った魚は持ち帰り、自宅にて捌いていただきます。

④魚の伝道師に学ぶ魚食講座

これまで習得した技術を使って、多種多様な魚を捌き、料理を作ります。

⑤その他

上記の講座のほかに宿題として、10月・1月に鮮魚を発送し、自宅で捌いた様子をSNSに投稿していただきます。

3 募集人数

15名程度

(個人・ペア(2名)・家族(小学生以下の子どもを含む最大4名)での応募が可能。)

4 募集期間

令和7年7月22日(火)～令和7年8月20日(水)

5 応募方法

小田原市電子申請フォームにより応募を受け付けます。

なお、応募にあたっては、志望動機(参加したいと思った理由など)等の記入が必要となります。

(また、ペアや家族単位で応募する場合は代表者が志望動機等を記入してください。)

詳細は次のページからご確認ください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142069-u/offer/offerList_detail?tempSeq=103409



6 参加費

一人あたり 5,000 円（税込み）

※大人も子どもも同じ参加費が必要です。

7 参加者の選考について

(1) 審査

応募者が募集人数を超過した場合は、志望動機（参加したいと思った理由など）等により書類選考を行います。

また、募集人数を超過した場合、幅広い世代への訴求を行う観点から、応募者の属性を①家族、②中学生・高校生、③10～20代（②以外）、④30～40代、⑤50代～のそれぞれの属性毎の上位の者が選定されることとします。

(2) 選考基準

書類選考にあたっては、次の基準により、小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会が選考を行います。

基準	審査のポイント	点数
積極性	・ 積極性があるか。 ・ 魚食普及への意欲・関心があるか。	5・4・3・2・1
影響力	・ SNS の投稿数、フォロワー数	5・4・3・2・1
斬新性	・ 新たな切り口で魚食普及を行いたいという熱意があるか。	5・4・3・2・1
地域性	・ 「小田原」の水産業を盛り上げたいという想い・熱意があるか。	5・4・3・2・1

(3) 結果通知

令和7年8月29日（金）までにメールで結果を通知します。

8 アンバサダーの認定について

第4回の講座（令和7年12月13日（土））終了後に認定式を行います。

なお、認証後の活動については次の内容となります。

- (1) 魚食に関する SNS 投稿を実施
- (2) 小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会への活動協力

9 その他

- (1) 講座への参加及びアンバサダー認定後の活動について、謝礼等のいかなる金品の支払いは発生しません。
- (2) 講座への参加及びアンバサダー認定後の活動に際して、他人の著作権、肖像権・プライバシーを侵害する写真・動画、公序良俗に反する写真・動画の投稿は禁止します。
- (3) アンバサダーの認定を商用で使用することは禁止とします。
- (4) 上記事項を遵守出来ない場合や、事務局側で不相当と判断される迷惑行為があった場合については、講座への参加取消又はアンバサダー認定の取消を行う場合があります。

10 問い合わせ先

小田原の魚ブランド化・消費拡大協議会（事務局 小田原市水産海浜課）
電話：0465(22)9227